

国民健康保険料納付通知書の送付

6月中旬に世帯主宛てに送付しますので、期限内に納付してください。

今回通知する保険料には、令和7年1月2日以降に転入された方の所得が反映されていない場合があります。その場合は、7月以降に保険料を更正し、通知します。

保険料は、世帯の所得に応じて法定軽減などの判定を行い算定することから、世帯全員の申告をお願いします。(無収入の方や遺族年金、障害年金を受給中の方等も申告が必要です。)

※納付は口座振替が便利です。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。



問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

ご存じですか 国民年金基金

国民年金基金は、国民年金(老齢基礎年金)の上乗せとして、老後の所得保障の役割を果たす公的な個人年金制度です。加入は、国民年金の保険料を納付していることが前提です。

加入できる方

- ・20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者
- ・60歳以上65歳未満の方や海外居住の方で国民年金に任意加入している方

掛金は、年末調整や確定申告の際、社会保険料として全額が所得から控除され、受け取る年金にも、公的年金控除が適用されるなど、税制面で優遇措置があります。

詳しくはお問い合わせください。

問合先 全国国民年金基金近畿支部 ☎0120・65・4192

国民健康保険料の減免・軽減

■減免

次のような事情により、支払いが困難なときには、保険料を減免できる場合があります。

①災害、風水害、火災などにより居住する住宅が被害を受けた場合(半壊・半焼以上など制限あり)

②失業、廃業などで前年より所得が減った場合(世帯で年間30%以上の所得減など制限あり)

※会社都合により離職した方・自営業を廃業した方は、特にご相談ください。既に「特例対象被保険者に係る届」を提出し、保険料が軽減(前年の給与所得を100分の30として算定)される方も、別途減免が適用となる場合があります。

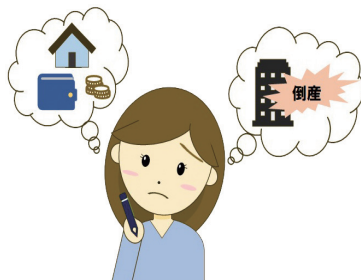
※所得税の確定申告や市民税の申告により、世帯全員の所得が必要です。

■軽減

雇用保険受給資格を有する特定受給資格者(倒産・解雇などにより離職された方)や特定理由離職者(雇止めなどにより離職された方)が国民健康保険に加入された場合、保険料の軽減制度があります。

軽減を受ける場合は、届け出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177



くらしの情報



保険・年金

特定健診を受けてください

40歳から74歳の国民健康保険加入の方に、4月下旬にオレンジ色の封筒で特定健診の受診券を送付しています。

健診をお勧めするために、市の保健師などが訪問をしています。電話やはがきの送付もします。

次の期間、市が委託した業者から健診をお勧めする電話をします。事前予約が不要であったり、夕方、土・日曜日に受診できる医療機関もありますので、お気軽にお尋ねください。

実施期間 6月30日(月)まで

委託業者 ジェイエムシー(株)

発信番号 ☎0120・118・007

※口座番号を尋ねたり、金銭の振り込みなどを依頼したりすることはありません。

13,300円相当の検査が無料で受けられます！



国民健康保険加入の方で「職場で同じような検査を受けた」という方は、結果のコピーを提出いただくと、粗品をお渡しします。お問い合わせいただければ、返信用封筒を送付します。

問合先 保険年金課保健事業担当(1階②番窓口) ☎939・1353

① 各種情報

市への寄贈

- ・地域貢献活動のために
画用紙、封筒 2万枚
(小山 梅田 涼子 様)

新しい区長を紹介

- ・西古室1丁目地区 大崎 信久
- ・土師ノ里地区 辻本 務
- ・北條町地区 永井 和之
(敬称略)

問合先 協働人權課広聴・協働担当
(1階④番窓口) ☎939・1331

マイナンバーカード交付・電子
証明書の更新手続き臨時窓口

日時 6月28日(土) 9時～12時
場所 市役所1階マイナンバー総合窓口
【カード交付に必要なもの】

- ・交付通知書(はがき)
- ・通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換)
- ・本人確認書類

※原則、交付申請者ご本人が来庁して
ください。

◇予約いただくとスムーズにご案内
できます。

【電子証明書の更新に
必要なもの】

- ・マイナンバーカード
 - ・「署名用電子証明書・利用者証明用
電子証明書 照会書兼回答書」
- ◇予約はできません。

問合先 市民課マイナンバー担当
☎939・1357

戸籍のフリガナ制度に関する
お問合せについて

法務省設置のコールセンターが開設
されました。

問合先 法務省フガナコールセンター
☎0570・05・0310

「熱中症警戒アラート(熱中症
警戒情報)」の運用を開始

熱中症警戒アラートの発表状況に
ついては、環境省「熱中症予防情報サ
イト」でご確認ください。

なお、気温が特に著しく高くなるこ
とにより、熱中症による重大な健康被
害が生ずるおそれのある場合には「熱
中症特別警戒アラート」が発表されま
す。その際には、市LINE公式アカウ
ントで配信しますので、友だち登録を
お願いします。

問合先 環境衛生課環境・公害・飼
犬登録担当(6階⑥番窓口)
☎939・1074



▲環境省サイト



▲藤井寺市LINE

市の耐震診断補助制度をご活
用ください

ご存じですか？
耐震診断は概ね5,000円(※)の負
担で受けられます。
※自己負担の目安は、建売住宅など
の標準的な木造住宅で診断費用
が5万5,000円(消費税込)の場合。

対象建物 昭和56年5月31日以前に
建築されたもので現に使用されて
いるもの

対象者 対象建物を所有する個人又
は法人

補助金額 (木造住宅の場合)耐震診
断費用は1㎡あたり1,100円以内
(上限5万円)

※その他要件により対象とならない
場合もありますので、事前に必ず
お問い合わせください。

問合先 都市デザイン課開発指導・
空家対策担当(4階④番窓口)
☎939・1207

まずは耐震診断
を受けてみま
せんか？



🌿 環境・安全

クビアカツヤカミキリに注意

クビアカツヤカミキリは、サクラ・
ウメ・モモなどのバラ科の樹木の中
に幼虫が入り込み、木の内部を食い
荒らしてしまう特定外来生物の昆虫で
す。発見した場合、幼虫は針金など
で刺し、成虫は踏みつぶすか殺虫剤
などで駆除してください。

防除については市ホームページを
ご確認ください。



▲成虫はからだ全体が黒
く光沢があり、胸部が
赤いのが特徴

問合先 環境衛生課環境・公害・飼
犬登録担当(6階⑥番窓口)
☎939・1074

サクラを守れ！クビアカツヤ
カミキリ「夏の陣」参加者募集

サクラ等に被害を及ぼす特定外来
生物『クビアカツヤカミキリ』を捕獲す
るとともに、その被害や対策について
の講習を行います。

日時 7月13日(日)10時から
場所 藤井寺市津堂城山古墳
定員 30人

申込方法 6月9日(月)
～7月9日(水)に
QRコードから



問合先 おおさか環農水研生物多様
性センター ☎072・833・2770

🏠 税

固定資産税・都市計画税の減
免申請

次の①～④の全てに該当する方は、
固定資産税・都市計画税の額の2分
の1の減免を受けられます。

申請期間 6月2日(月)～9月1日(月)

申請要件

- ①令和7年1月1日時点で、納税義務
者が、65歳以上の方、特別障害者、
寡婦、ひとり親のいずれか
- ②納税義務者及び当該納税義務者と
生計を同じにする方全員が、令和7
年度の市・府民税均等割非課税以
下の所得金額

均等割非課税の所得金額	
扶養人数	所得金額
なし	45万円以下
1人	101万円以下
2人	136万円以下
3人	171万円以下

③所有している固定資産が自己居住
だけで、所有家屋の延べ床面積
が70㎡以下

④固定資産税・都市計画税の年税額
(土地・家屋の合計)が5万円以下
申請・問合先 税務課資産税担当(2
階②番窓口) ☎939・1062

💻 商工・労働

経営者の退職金制度 小規模
企業共済制度

国がつくった安心でお得な制度。掛
金は全額所得控除となり、経営者の
退職金として受け取れます。

問合先 (独)中小企業基盤整備機構
☎050-5541-7171(共済相談室)

詳しくはこちら▶



👵 高齢介護

介護保険施設での食費・居住費の軽減制度

介護保険施設(介護老人福祉施設、
地域密着型介護老人福祉施設、介護
老人保健施設、介護医療院)やショ
ートステイを利用する方の食費・部屋代
(居住費・滞在費)は本人の負担が原
則ですが、低所得の方には申請によ
り認定証を交付し負担軽減を行って
います。

有効期間 令和7年8月1日～令和8
年7月31日

申請方法 申請書と預貯金などの資
産が確認できる書類(直近2か月の
収支や口座残高が確認できる通帳

の写しなど)を窓口又は郵送で提出。
負担限度額 利用する施設・段階に
よって金額が異なります。詳しくは
お問い合わせいただくかホームペ
ージをご確認ください。

※現在、軽減制度を受けている方には、
6月中に更新のお知らせと申請書を
郵送します。新規で
申請される方や、詳
細についてはお問
合わせください。



問合先 高齢介護課サービス担当(1
階③番窓口) ☎939・1164

利用者負担段階		預貯金等の資産条件	
第1段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で高齢 福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者		1,000万円以下 (2,000万円以下)
第2段階	本人及び世帯全員が 住民税非課税で、	80.9万円以下	650万円以下 (1,650万円以下)
第3段階①	課税年金収入額＋ 非課税年金収入額＋	80.9万円超 120万円以下	550万円以下 (1,550万円以下)
第3段階②	その他の合計所得金額 (特別控除後)	120万円超	500万円以下 (1,500万円以下)

※預貯金等の資産条件の()内は配偶者ありの場合

🏠 税

新築・増築家屋の調査

令和7年中に新築・増築した家屋
は、固定資産税・都市計画税が令和
8年度から課税されます。

課税するにあたり評価額を決定す
るため、職員が家屋調査に伺うか、
調査質問票のご提出を求めることが
あります。調査では、家の中に立ち
入り、各部屋の仕上げなどを確認し、
図面などをお借りする場合もありま
す。ご協力をお願いします。

登記をしない新築・増築家屋は、
必ず税務課まで届け出てください。

問合先 税務課資産税担当(2階②番
窓口) ☎939・1062

市・府民税
第1期納期限 6月30日(月)

お近くの金融機関、郵便局、コン
ビニエンスストア、市役所で納期限ま
でにお納めください。口座振替をご
利用の方は預貯金残高を確認してく
ださい。

※新たに口座振替での納付を希望さ
れる場合は、税務課窓口にキャッシ
ュカード(暗証番号が必要)をお持ち
いただくか、引落口座がある金
融機関でお申し込みください。

※キャッシュレス決済
でも納付できます。

問合先 税務課納税
担当(2階②番窓口)
☎939・1066

